

第1条（目的）

本団体は、2011年に発生した東日本大震災を契機に、社会的弱者と呼ばれる障がい者・高齢者を中心とした被災者のもとを訪問し、専門性を生かした鍼灸治療を行ない心身の苦痛を取り除き、また被災者自身ができる「自己ケア」も提案する。一過性の治療に終始せず、地元関連機関とも連携した継続的な支援を行なうことを目的とする。

第2条（名称）

本団体は、「はり灸レンジャー」と称する。

第3条（事務所）

本団体の事務所は、サンリ治療院（岐阜市幸ノ町1-16）に置く。

第4条（団員）

本団体の目的に賛同する団員により構成する。

第5条（役員）

本団体に次の役員を置く。

- （1）代表 1名
- （2）副代表 1名
- （3）会計 1名
- （4）監事 1名

第6条（総会・役員会）

この会の議決を行う機関として、年に1回以上総会、年に4回以上役員会を開催する。

第7条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わる。

第8条（財政）

本団体の活動に要する諸経費は、助成金・寄付金等によって賄われるものとする。

第9条（監査と報告）

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、団員に報告する。

第10条（情報交換）

団員は、本団体の登録するメーリングリスト、ブログを利用することで、情報の交換と共有を行なう。

第11条（個人情報の守秘義務）

ボランティア活動中に知りえた個人情報に対して守秘義務を守り、関連団体にも迷惑をかけないよう最大限の配慮を行なう。

第12条（その他）

この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。

第13条（付則）

この規約は、2011年4月1日から実施する。

1 総会について

- 総会は、正会員をもって構成する。
- 総会は、年に1回以上、代表の召集により開催する。
- 総会は、正会員過半数の出席をもって成立する。
- 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び収支計算書の承認
 - (3) 役員を選任、または解任
 - (4) その他、会の運営に関する重要事項
- 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 総会の決定事項は、ただちに連絡網を通じて会員に周知され、共有される。

2 役員会について

- 役員会は、複数の役員をもって構成する。
- 役員会は、年に4回以上、代表の召集により開催する。
- 役員会の成立要件は、最低、代表と副代表の出席を条件とする。
参加できない役員は書面などで意見をのべる。
- 役員会では、次の事項を議決する。
 - (1) 実際の活動に関すること
 - (2) 総会に付議すべきこと。
 - (3) その他、代表が必要と認めたこと。
- 役員会の決定事項は、役員の総意によるものとする。
- 役員会の決定事項は、ただちに連絡網を通じて会員に周知され、共有される。

この細則は、2014年5月22日から実施する。